

行政事業レビューシート (厚生労働省)

予算事業名	被災労働者等の社会復帰促進・援護等に必要な経費		事業開始年度	昭和22年度		作成責任者
担当部局庁	労働基準局		担当課室	監督課 労働衛生課 労災管理課 補償課 労災保険業務室		達谷窟 庸野 鈴木 幸雄 木暮 康二 河合 智則 植松 弘
会計区分	労働保険特別会計労災勘定		上位政策	労働災害に被災した労働者等の公正な保護を行うとともに、その社会復帰の促進等を図ること		
根拠法令 (具体的な条項も記載)	労働者災害補償保険法第29条第1項第1号乃至第3号		関係する計画、通知等	-		
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	別紙(事業番号660-1~660-25)のとおり					
事業概要 (5行程度以内。別添可)	別紙(事業番号660-1~660-25)のとおり					
実施状況	別紙(事業番号660-1~660-25)のとおり					
予算の状況 (単位:百万円)		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度要求
	予算額(補正後)	168,561	167,263	172,393	162,182	156,712
	執行額	(注)	158,372	160,921		
	執行率	-	94.7%	93.3%		
	総事業費(執行ベース)	(注)	158,372	160,921		
自己点検	支出先・用途の把握水準・状況	別紙(事業番号660-1~660-25)のとおり				
	見直しの余地	別紙(事業番号660-1~660-25)のとおり				
予算・監視の効率化	一部改善(執行状況を予算要求に反映) 本事業については、予算と執行の乖離の要因等を精査し、予算を縮減すべき。					
補記	注 平成20年度予算において事項の整理(組替)を行ったため、平成19年度は本事業に係る執行額として整理していない。					

別紙(事業番号660-1~660-25)のとおり

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を
しているかについて補足する)
(単位:百万円)

費目・使途
（「資金の流れ」
においてブロックごとに最大の
金額が支出されている者につ
いて記載する。
使途と費目の
双方で実情が
分かるように記
載）

費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計			計		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計			計		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計			計		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計			計		

行政事業レビューシート（別紙）（厚生労働省）

予算事業名	被災労働者等の社会復帰促進・援護等に必要経費（特別支給金）		事業開始年度	昭和49年度	作成責任者	
担当部局庁	労働基準局労災補償部		担当課室	労災管理課	木暮 康二	
会計区分	労働保険特別会計労災勘定		上位政策	労働災害に被災した労働者等の公正な保護を行うとともに、その社会復帰の促進等を図ること		
根拠法令（具体的な条項も記載）	労働者災害補償保険法第29条第1項第2号 労働者災害補償保険特別支給金支給規則第2条		関係する計画、通知等			
事業の目的（目指す姿を簡潔に。3行程度以内）	災害補償たる保険給付への上積み補償として、被災労働者への療養生活の援護、並びに被災労働者及びその遺家族の生活転換の援護等に資すること等を目的とする。					
事業概要（5行程度以内。別添可）	<p>特別支給金は、災害補償たる保険給付への上積み補償として、被災労働者等に対して以下のとおりの支給を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○休業特別支給金：休業4日目から、休業1日につき給付基礎日額の20%相当額 ○障害特別支給金 <ul style="list-style-type: none"> ・障害（補償）年金に付随するもの <ul style="list-style-type: none"> ： 障害の程度に応じ、342万円から159万円までの一時金 ・障害（補償）一時金に付随するもの <ul style="list-style-type: none"> ： 障害の程度に応じ、65万円から8万円までの一時金 ○障害特別年金：障害の程度に応じ、算定基礎日額の313日分から131日分の年金 ○障害特別一時金：障害の程度に応じ、算定基礎日額の503日分から56日分の一時金 ○遺族特別支給金：遺族の数にかかわらず、一律300万円 ○遺族特別年金：遺族の数等に応じ、算定基礎日額の245日分から153日分の年金 ○遺族特別一時金：算定基礎日額の1,000日分の一時金 ○傷病特別支給金：障害の程度により114万円から100万円までの一時金 ○傷病特別年金：障害の程度により算定基礎日額の313日分から245日分の年金 					
実施状況	<p>（給付支出状況）</p> <p>平成19年度：1,511,031件 105,520百万円 平成20年度：1,661,729件 114,885百万円 平成21年度：1,619,165件 111,761百万円</p>					
予算の状況（単位：百万円）		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度要求
	予算額（補正後）	124,180	122,635	121,336	120,165	118,025
	執行額	105,520	114,885	111,761		
	執行率	85.0%	93.7%	92.1%		
	総事業費（執行ベース）	105,520	114,885	111,761		
自己点検	支出先・用途の把握水準・状況	被災労働者等からの請求に基づき、本体給付の保険給付と併せ、特別支給金の支給を行っている。				
	見直しの余地	特別支給金については、被災労働者への療養生活の援護、並びに被災労働者及びその遺家族の生活転換の援護等を目的として支給を行うものである。また、本体給付である保険給付と不可分の加給金的な関係にあり、各保険給付と相まってこれを補う所得的効果を備えているものであるため、削減は困難である。当該経費については、今後も実績等を勘案し、必要額を精査の上、予算要求を行うこととする。				
予算チームの監視・所見率化						
補記						

1. 厚生労働省
111,761百万円(平成21年度執行額)

(年金に付随する支給については、厚生労働本省にて支払を行い、休業(補償)給付、一時金等に付随するものについては、都道府県労働局・労働基準監督署にて支払を行っている。)

被災労働者への療養生活の援護、並びに被災労働者及びその遺家族の生活転換の援護等に必要な経



【請求に基づき支給】

被災労働者等
111,761百万円

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を
しているかにつ
いて補足する)
(単位:百万円)

費目・使途
 (「資金の流れ」
 においてブロックごとに最大の金額が支出されている者について記載する。使途と費目の双方で実情が分かるように記載)

1. 厚生労働省					
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
労災援護給付金	被災労働者等への特別支給金	111,761			
計		111,761	計		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計			計		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計			計		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計			計		

行政事業レビューシート（別紙）（厚生労働省）

予算事業名	被災労働者等の社会復帰促進・援護等に必要な経費 (未払賃金立替払事務実施費)		事業開始年度	昭和51年度		作成責任者
担当部局庁	労働基準局		担当課室	監督課		達谷窟 庸野
会計区分	労働保険特別会計労災勘定		上位政策	労働災害に被災した労働者等の公正な保護を行うとともに、その社会復帰の促進等を図ること		
根拠法令 (具体的な条項も記載)	賃金の支払の確保等に関する法律第7条 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号 独立行政法人労働者健康福祉機構法第12条第1項第6号		関係する計画、通知等	-		
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	企業倒産に伴い賃金が支払われないまま退職を余儀なくされた労働者について、その未払賃金の一部を事業主に代わって立替払することにより、労働者とその家族の生活の安定を図る。					
事業概要 (5行程度以内。別添可)	未払賃金の立替払制度は、企業が倒産したために、賃金が支払われないまま退職した労働者に対して、その未払賃金の一部を政府が事業主に代わって立替払することにより、労働者とその家族の生活の安定を図るセーフティネットとして機能している事業である。					
実施状況	平成21年度においては、67,774人に対し、総額33,391百万円の立替払を行った。					
予算の状況 (単位:百万円)		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度要求
	予算額(補正後)	17,361	18,034	26,543	20,756	19,798
	執行額	16,799	17,910	26,245		
	執行率	96.8%	99.3%	98.9%		
	総事業費(執行ベース)	16,799	17,910	26,245		
自己点検	支出先・用途の把握水準・状況	補助対象者である(独)労働者健康福祉機構より、毎月、立替払に係る実施状況について連絡があることから、その予算執行について把握を行っている。また、事業年度の翌年度4月10日までに実績報告書を提出させる等により、事業の実施状況等を確認している。				
	見直しの余地	未払賃金立替払事業費補助金については、全額が労働者の未払賃金の立替払に使われる義務的経費であるため、削減は困難である。また、立替払の迅速化及び立替払債権の回収に一層努めるとともに、支払実績を踏まえ、予算要求を行うこととする。				
予算チームの監視・効率化						
補記						

厚生労働省
26, 245百万円(平成21年度執行額) (うち事務費 408百万円)

〔事業管理、事業者への指導等〕



※労災保険法第29条第1項第3号、
独立行政法人労働者健康福祉機構法
第12条第1項第6号に基づき、独立行政法

【補助金】

1. 独立行政法人労働者健康福祉機構
25, 837百万円

〔立替払の請求の受理及び審査、立替払の決定及び
立替払賃金の送金、事業主に対する求償等に関する業務〕



労働者

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)
(単位:百万円)

1. 独立行政法人 労働者健康福祉機構

費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
補助金	労働者への未払賃金の立替払	25,837			
計		25,837	計		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計			計		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計			計		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計			計		

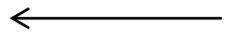
費目・使途
 (「資金の流れ」
 においてブロックごと
 に最大の金額が支出さ
 れている者について記
 載する。使途と費目の
 双方で実情が分かるよ
 うに記載)

行政事業レビューシート（別紙）（厚生労働省）

予算事業名	被災労働者等の社会復帰促進・援護等に必要経費 (労災診療被災労働者援護事業補助事業費)		事業開始年度	平成元年度		作成責任者
担当部局庁	労働基準局労災補償部		担当課室	補償課		河合 智則
会計区分	労働保険特別会計労災勘定		上位政策	労働災害に被災した労働者等の公正な保護を行うとともに、その社会復帰の促進等を図ること		
根拠法令 (具体的な条項も記載)	労働者災害補償保険法第29条第1項第2号		関係する計画、通知等	労災診療被災労働者援護事業補助金交付要綱		
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	被災労働者に診療費を窓口で負担させることなく、国の負担で十分な医療を提供する仕組み(現物給付)である「労災指定医療機関制度」の維持、充実を図る。					
事業概要 (5行程度以内。別添可)	労災指定医療機関において被災労働者への診療(国による被災労働者に対する現物給付)に要した費用が国から労災指定医療機関に支払われるまでの間の当該費用に相当する額について、(財)労災保険情報センターが行っている当該医療機関への無利子貸付事業に対し補助を行う。 ※当該補助のうち貸付原資部分については、年度末時点の回収額を国に返還している。(平成21年度貸付原資返還額5,334百万円)					
実施状況	平成21年度における貸付実績額は、170,546百万円であった。					
予算の状況 (単位:百万円)		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度要求
	予算額(補正後)	8,019	7,822	5,542	3,322	3,120
	執行額	7,816	7,746	5,476		
	執行率	97.5%	99.0%	98.8%		
	総事業費(執行ベース)	7,816	7,746	5,476		
自己点検	支出先・用途の把握水準・状況	毎月、補助対象者である(財)労災保険情報センターより提出される「補助金概算払請求書」において、支出状況及び支出予定について把握し、また、四半期毎に補助対象者より提出される「補助金実施状況報告書」において、四半期毎の実施状況を把握している。補助金事業終了後には、補助対象者に「補助金実績報告書」を提出させ、本事業の実施状況、支出状況について確認を行っている。				
	見直しの余地	貸付原資に係る使用実績等を踏まえ、補助金の減額を行ってきたところであるが、事務費に係る執行状況の検証、及び貸付原資の支払状況を見極め、予算額の更なる削減を図ることとする。				
予算・監視の・所効見率化						
補記						

厚生労働省
5,476百万円(平成21年度執行額)

労災診療費請求



労災指定医療機関

労災診療費支払

労災診療費相当額貸付(無利子)
170,546百万円

返還
(貸付原資等)

補助金
(貸付原資等)

受診

返済

1. (財)労災保険情報センター
5,476百万円

被災労働者

[貸付業務]

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を
行っているかについて補
足する)
(単位:百万円)

費目・使途
 (「資金の流れ」
 においてブロッ
 クごとに最大の
 金額が支出さ
 れている者につ
 いて記載する。
 使途と費目の
 双方で実情が
 分かるように記
 載)

1. (財)労災保険情報センター					
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
貸付原資	労災指定医療機関に対する貸付原資	4,620			
事務諸費	通信運搬費、光熱水料費、事務所借料等	516			
人件費	本部職員、都道府県事務所職員	338			
旅費	債権管理旅費等	2			
計		5,476	計		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計			計		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計			計		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計			計		

行政事業レビューシート（別紙）（厚生労働省）

予算事業名	被災労働者等の社会復帰促進・援護等に必要な経費 (社会復帰促進等事業に関する検討会等経費)		事業開始年度	平成18年度		作成責任者
担当部局庁	労働基準局労災補償部		担当課室	労災管理課		木暮 康二
会計区分	労働保険特別会計労災勘定		上位政策	労働災害に被災した労働者等の公正な保護を行うとともに、その社会復帰の促進等を図ること		
根拠法令 (具体的な条項も記載)	労働者災害補償保険法第29条第1項乃至第3項		関係する計画、通知等			
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	労働者災害補償保険法に基づく社会復帰促進等事業に関しその費用負担者である使用者団体の代表と厚生労働省とによる社会復帰促進等事業の円滑な実施やあり方についての検討会の開催、及び石綿関連疾患等職業性疾患の合理的な労災認定に資する基礎資料を得るための最新の医学的知見の調査・収集、分析・評価等を行うことにより、適正な社会復帰促進等事業の実施及び労災認定のための基礎的資料の収集を図る。					
事業概要 (5行程度以内。別添可)	社会復帰促進等事業の効率的・効果的な事業運営を図るため、各事業の性格に応じPDCAサイクルによる目標管理を行い、その事業評価の結果に基づき予算を毎年精査するとともに、合目的性と効率性を確保するため、本検討会を年2回開催し各事業の必要性についての徹底した精査を継続的に実施する。また、職業性疾患等の合理的な労災認定に資する調査研究を行う。					
実施状況	<p>【平成21年度の実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○平成21年11月18日 (議題) 社会復帰促進等事業に係る平成20年度成果目標の実績評価及び平成21年度成果目標について 平成22年度社会復帰促進等事業に関する新規事業等について 平成20年度労災保険経済概況について ○平成21年7月7日 (議題) 社会復帰促進等事業に係る平成20年度成果目標の実績評価及び平成21年度成果目標について ※各事業の実績評価については、労働政策審議会労働条件分科会労災保険部会に報告を行っている。 ○平成21年度委託事業「石綿小体に関する計測例の収集事業」 					
予算の状況 (単位:百万円)		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度要求
	予算額(補正後)	39	30	22	25	5
	執行額	32	18	7		
	執行率	82.1%	60.0%	31.8%		
	総事業費(執行ベース)	32	18	7		
自己点検	支出先・用途の把握水準・状況	検討会委員の出席状況等の管理を的確に行っていることから、支出先、用途は把握している。また、委託事業については、受託者に対して、適宜連携を図り事業の進捗状況等を把握するとともに、委託事業終了後には、受託者に「委託事業実施結果報告書」と「委託事業費精算報告書」を提出させ、本事業の実施内容及び支出状況について確認を行っている。				
	見直しの余地	本経費は社会復帰促進等事業のPDCAサイクルによる不断のチェック及び最新の医学的知見を踏まえた労災認定を行うために不可欠なものであるが、本事業実施のための必要額については執行実績を踏まえ精査する。				
予算監視の・効率化						
補記						

厚生労働省
7百万円(平成21年度執行額)

【うち事務費 2百万円】

〔委託事業(事業管理、受託者への指導)〕



【企画競争】

1. 独立行政法人 労働安全衛生総合研究所
5百万円

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を
しているかについて補足する)
(単位:百万円)

1. 独立行政法人 労働安全衛生総合研究所

費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
事務費	石綿繊維計測に係る消耗品、一般事務用消耗品、事務補佐員賃金	3.7			
謝金	検討委員会出席謝金、調査票作成謝金	0.8			
旅費	検討会出席旅費、実態調査旅費	0.5			
計		5.0	計		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計			計		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計			計		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計			計		

費目・使途
 (「資金の流れ」
 においてブロックごとに最大の金額が支出されている者について記載する。使途と費目の双方で実情が分かるように記載)

行政事業レビューシート（別紙）（厚生労働省）

予算事業名	被災労働者等の社会復帰促進・援護等に必要経費 (外科後処置費)		事業開始年度	昭和23年度		作成責任者
担当部局庁	労働基準局労災補償部		担当課室	補償課		河合 智則
会計区分	労働保険特別会計労災勘定		上位政策	労働災害に被災した労働者等の公正な保護を行うとともに、その社会復帰の促進等を図ること		
根拠法令 (具体的な条項も記載)	労働者災害補償保険法第29条第1項第1号		関係する計画、通知等	外科後処置実施要綱		
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	わが国が批准したILO第121号条約上の義務として、法律に定める保険給付の補完を目的として実施している。障害を残して治癒した者に対して、義肢装着のための断端部の再手術、醜状の軽減のための再手術等を行い、これらの者の社会復帰の促進を図る。					
事業概要 (5行程度以内。別添可)	労働者災害補償保険法による障害補償給付の支給決定を受けた者であって、外科後処置により障害補償給付の原因である障害によって喪失した労働能力を回復し、又は醜状を軽減し得る見込みのある者等に対し、実施医療機関において手術その他の医療等の給付を行うもの。 また、外科後処置のため通院に要する費用を支給するもの。					
実施状況	平成21年度における支給実人員は96人であった。					
予算の状況 (単位:百万円)		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度要求
	予算額(補正後)	38	27	26	49	52
	執行額	25	34.4	35.5		
	執行率	65.8%	127.4%	136.5%		
	総事業費(執行ベース)	25	34.4	35.5		
自己点検	支出先・用途の把握水準・状況	支給状況については、都道府県労働局から翌年の5月末までに、厚生労働本省へ報告することとしており、支出状況について十分に把握している。				
	見直しの余地	本経費は手術の費用等医療機関に対する必要な支払いのための経費であり、その費用は公定されているため、所要額を確保する必要があるが、概算要求に当たっては、過去の実績を踏まえ適正な予算額となるよう精査しているところである。 なお、法令等の趣旨を踏まえ、既支給対象者、利用状況等を勘案し、より事業目的に即したものとなるよう随時、制度の見直しに努める。				
予算監視の・効率化						
補記						

厚生労働省
35.5百万円(平成21年度執行額)



1. 都道府県労働局
35.5百万円

[外科後処置の申請に係る承認、
費用請求に係る審査、支払]

診察等に係る
費用の請求

診察等に係る
費用の支給

旅費支給

外科後処置実施医療機関

旅費請求

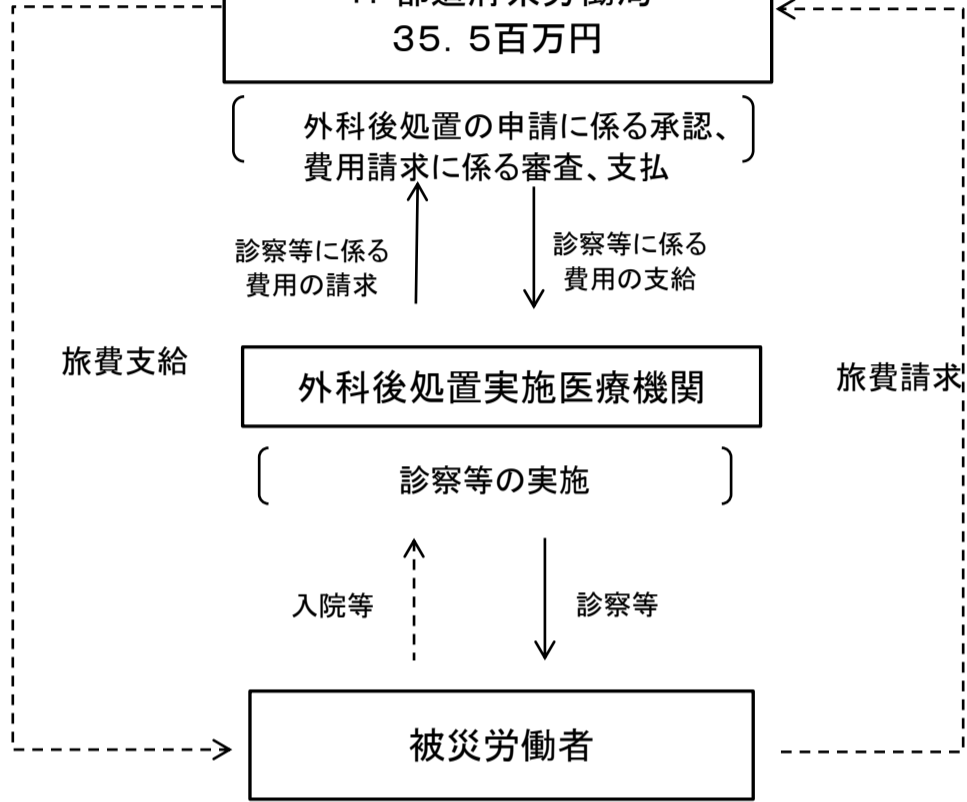
[診察等の実施]

入院等

診察等

被災労働者

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を
行っているかについて補
足する)
(単位:百万円)



費目・使途
 (「資金の流れ」
 においてブロックごとに最大の金額が支出されている者について記載する。使途と費目の双方で実情が分かるように記載)

1. 都道府県労働局					
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
委託費	外科後処置費用	34.9			
旅費	外科後処置に係る通院のための旅費	0.6			
計		35.5	計		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計			計		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計			計		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計			計		

行政事業レビューシート（別紙）（厚生労働省）

予算事業名	被災労働者等の社会復帰促進・援護等に必要経費 (義肢等補装具支給経費)		事業開始年度	昭和25年度		作成責任者
担当部局庁	労働基準局労災補償部		担当課室	補償課		河合 智則
会計区分	労働保険特別会計労災勘定		上位政策	労働災害に被災した労働者等の公正な保護を行うとともに、その社会復帰の促進等を図ること		
根拠法令 (具体的な条項も記載)	労働者災害補償保険法第29条第1項第1号		関係する計画、通知等	義肢等補装具支給要綱		
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	わが国が批准したILO第121号条約上の義務として、法律に定める保険給付の補完を目的として実施している。 業務災害又は通勤災害により傷病を被った者に対しては、両上下肢の亡失、機能障害等により義肢その他の補装具等を必要とすることがあることにかんがみ、これらの者の社会復帰の促進を図るため、義肢等補装具の購入等に要した費用を支給する。					
事業概要 (5行程度以内。別添可)	義肢等補装具支給対象者が、義肢等補装具業者との契約により義肢等補装具を注文、製作等した場合において、その費用を本人又は委任された義肢等補装具業者に対し支給するもの。 また、義肢等補装具の採型等に要する旅費を支給するもの。					
実施状況	平成21年度における支給実人員は7,478人であった。					
予算の状況 (単位:百万円)		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度要求
	予算額(補正後)	2,468	2,676	2,902	3,006	2,688
	執行額	2,430	2,563	2,238		
	執行率	98.5%	95.8%	77.1%		
	総事業費(執行ベース)	2,430	2,563	2,238		
自己点検	支出先・用途の把握水準・状況	支給状況については、都道府県労働局から翌年の5月末までに、厚生労働本省へ報告することとしており、支出状況について十分に把握している。				
	見直しの余地	本経費は義肢等補装具の購入等に必要経費であり、その費用は公定されているため、所要額を確保する必要があるが、概算要求に当たっては、過去の実績を踏まえ適正な予算額となるよう精査しているところである。 なお、法令等の趣旨を踏まえ、既支給対象者、利用状況等を勘案し、より事業目的に即したものとなるよう随時、制度の見直しに努める。				
予算チームの・所見率化						
補記						

厚生労働省
2, 238百万円(平成21年度執行額)



1. 都道府県労働局
2, 238百万円

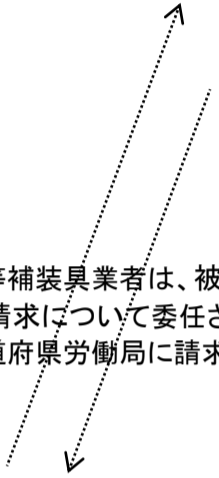
〔 義肢等補装具購入等の申請に係る
承認、費用請求に係る審査、支払 〕

義肢等補装具購入等に係
る費用の支給／旅費支給



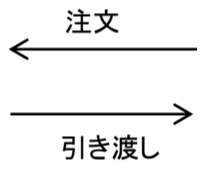
義肢等補装具購入等に係
る費用の請求／旅費請求

※義肢等補装具業者は、被災労働者より
費用の請求について委任された場合は、
直接都道府県労働局に請求する。



義肢等補装具業者

〔 義肢等補装具の製作等 〕



被災労働者
(義肢等補装具支給対象者)

資金の流れ
(資金の受け取
り先が何を行っ
ているかについ
て補足する)
(単位:百万円)

1. 都道府県労働局					
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
補装具等支給費	義肢等の購入及び修理の費用	2,235			
旅費	採型等に要する旅費	3			
計		2,238	計		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計			計		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計			計		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計			計		

費目・使途
 (「資金の流れ」
 においてブロックごとに最大の
 金額が支出されている者につ
 いて記載する。
 使途と費目の
 双方で実情が
 分かるように記
 載)

行政事業レビューシート（別紙）（厚生労働省）

予算事業名	被災労働者等の社会復帰促進・援護等に必要経費 (特殊疾病アフターケア実施費)		事業開始年度	昭和43年度		作成責任者
担当部局庁	労働基準局労災補償部		担当課室	補償課		河合 智則
会計区分	労働保険特別会計労災勘定		上位政策	労働災害に被災した労働者等の公正な保護を行うとともに、その社会復帰の促進等を図ること		
根拠法令 (具体的な条項も記載)	労働者災害補償保険法第29条第1項第1号		関係する計画、通知等	社会復帰促進等事業としてのアフターケア実施要領		
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	わが国が批准したILO第121号条約上の義務として、法律に定める保険給付の補完を目的として実施している。業務災害又は通勤災害により被災された方に対し、症状固定後、必要に応じて後遺障害に付随する疾病の予防その他の保健上の措置として診察や薬剤を支給することで当該労働者の労働能力を維持させることにより、円滑な社会復帰の促進を図る。					
事業概要 (5行程度以内。別添可)	症状固定後においても後遺症状に動揺をきたしたり、後遺障害に付随する疾病を発症させるおそれのあるせき髄損傷、精神障害等の20傷病を対象として、医療機関において診察、保健指導、薬剤の支給及び検査等の必要な措置を行うもの。 また、アフターケアのための通院に要する費用を支給するもの。					
実施状況	平成21年度におけるアフターケア健康管理手帳交付者数は36,589人(うち、新規交付者数は4,130人)、利用件数は423,053件となっている。 また、アフターケア通院費の支給件数は6,316件となっている。					
予算の状況 (単位:百万円)		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度要求
	予算額(補正後)	3,398	3,325	3,674	3,412	3,449
	執行額	3,081	3,149	3,195		
	執行率	90.7%	94.7%	87.0%		
	総事業費(執行ベース)	3,081	3,149	3,195		
自己点検	支出先・用途の把握水準・状況	アフターケアは診察や薬剤の支給等の現物給付であり、これに要した費用を医療機関がレセプト請求している。その支給については、内容を十分審査しており、支出状況について十分に把握している。 また、通院費は実費弁償として、領収書添付を原則としていることから、支出状況について十分に把握している。				
	見直しの余地	本経費は診察の費用等医療機関に対する必要な支払のための経費であり、その費用は公定されているため、所要額を確保する必要があるが、概算要求に当たっては、過去の実績を踏まえ適正な予算額となるよう精査しているところである。 なお、法令等の趣旨を踏まえ、既支給対象者、利用状況等を勘案し、より事業目的に即したものとなるよう随時、制度の見直しに努める。				
予算チームの監視の所見率化						
補記						

厚生労働省
3,195百万円(平成21年度執行額)



1. 都道府県労働局
3,195百万円

〔健康管理手帳の交付、請求に係る審査等の事業管理〕

診察等に係る費用の請求



診察等に係る費用の審査、支給



労災指定医療機関
(アフターケア実施医療機関)

〔アフターケアの実施(診察等)〕

通院

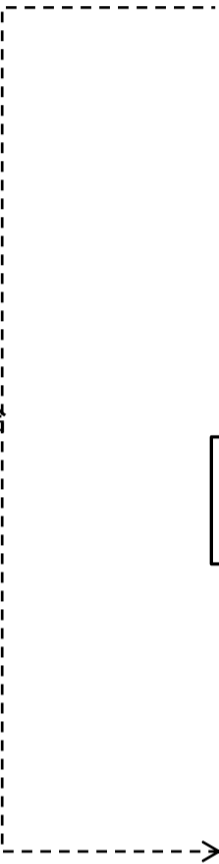


診察等

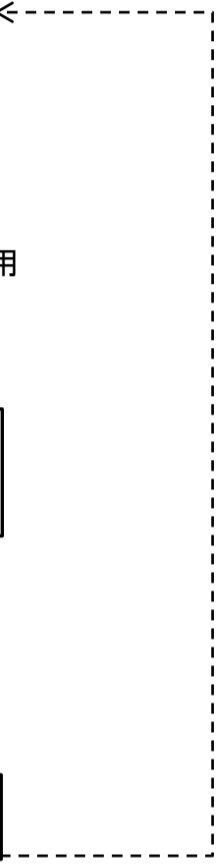


被災労働者
(アフターケア対象者)

通院費支給



通院費請求



資金の流れ
(資金の受け取り先が何を
行っているかについて補
足する)
(単位:百万円)

※ 一部、厚生労働本省から労災指定医療機関に
支払いを行う場合がある。

〔うち、事務費 36百万円〕

費目・使途
 (「資金の流れ」
 においてブロックごとに最大の金額が支出されている者について記載する。使途と費目の双方で実情が分かるように記載)

1. 都道府県労働局					
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
委託費	アフターケア実施費	3,118			
旅費	アフターケアの通院に要する旅費	41			
事務費	パンフレットの印刷、健康管理手帳の発送費、 消耗品費	36			
計		3,195	計		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計			計		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計			計		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計			計		

行政事業レビューシート（別紙） （厚生労働省）

予算事業名	被災労働者等の社会復帰促進・援護等に必要経費 (社会復帰特別対策援護経費)	事業開始年度	平成17年度			作成責任者
担当部局	労働基準局労災補償部	担当課室	補償課			河合 智則
会計区分	労働保険特別会計労災勘定	上位政策	労働災害に被災した労働者等の公正な保護を行うとともに、その社会復帰の促進等を図ること			
根拠法令 (具体的な条項も記載)	労働者災害補償保険法第29条第1項第1号	関係する計画、通知等	振動障害者社会復帰援護金支給要綱等			
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	わが国が批准したILO第121号条約上の要請として、法律に定める保険給付の補完を目的として実施している。振動障害者等については、傷病が治癒した後の職業生活への危惧、健康維持への不安等振動障害者本人の身体的・精神的要因により社会復帰をためらうことも多いこと等にかんがみ、これらの者への社会復帰の促進を図る。					
事業概要 (5行程度以内。別添可)	振動障害者等支給対象者に対し、就職準備金その他移転等に要する費用や、職場転換等した当該労働者の賃金助成、訓練、講習の費用等を支給するもの。					
実施状況	平成21年度における支給件数は347件であった。					
予算の状況 (単位:百万円)		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度要求
	予算額(補正後)	503	507	586	397	443
	執行額	828	440	430		
	執行率	164.6%	86.8%	73.4%		
	総事業費(執行ベース)	828	440	430		
自己点検	支出先・用途の把握水準・状況	支給状況については、都道府県労働局から翌年の5月下旬までに、厚生労働本省へ報告することとしており、支出状況について十分に把握している。				
	見直しの余地	本経費は被災労働者の援護のために必要な経費であり、その費用は公定されているため、所要額を確保する必要があるが、概算要求に当たっては、過去の実績を踏まえ適正な予算額となるよう精査しているところである。 なお、法令等の趣旨を踏まえ、既支給対象者、利用状況等を勘案し、より事業目的に即したものとなるよう随時、制度の見直しに努める。				
予算監視の・所見率化						
補記						

厚生労働省
430百万円(平成21年度執行額)



1. 都道府県労働局
430百万円

〔 各種援護金の支給申請に係
る審査、支払 〕

支給申請



支払



支給対象者
(被災労働者、事業主)

〔 訓練等の実施 〕

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)
(単位:百万円)

〔 うち、事務費 2百万円 〕

1. 都道府県労働局					
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
労災援護給付金	就職準備金その他移転等に要する費用や、職場転換等した当該労働者の賃金助成、訓練、講習の費用等	428			
事務費	印刷製本費、通信運搬費	2			
計		430	計		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計			計		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計			計		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計			計		

費目・使途
 (「資金の流れ」
 においてブロックごとに最大の金額が支出されている者について記載する。使途と費目の双方で実情が分かるように記載)

行政事業レビューシート（別紙）（厚生労働省）

予算事業名	被災労働者等の社会復帰促進・援護等に必要経費 (CO中毒患者に係る特別対策事業経費)	事業開始年度	平成18年度	作成責任者		
担当部局庁	労働基準局労災補償部	担当課室	労災管理課	木暮 康二		
会計区分	労働保険特別会計労災勘定	上位政策	労働災害に被災した労働者等の公正な保護を行うとともに、その社会復帰の促進等を図ること			
根拠法令 (具体的な条項も記載)	労働者災害補償保険法第29条第1項第1号 炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法第11条	関係する計画、通知等	-			
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	「CO特別措置法」に基づくリハビリ施設となっていた大牟田労災病院は、「労災病院の再編計画」(厚生労働省策定)に基づき平成17年度末に廃止された。このため、当該病院の機能・役割を引き続き確保するため、後継医療機関において、CO中毒患者の特性を十分考慮した診療体制や社会復帰支援体制等を整備するものである。					
事業概要 (5行程度以内。別添可)	CO中毒患者の特殊な障害の状態に応じた適切な医療等を提供するため、次の業務を委託している。 ・医療・看護体制等の整備 ・レクリエーションの実施 ・リハビリテーションの実施 ・送迎の実施					
実施状況	CO中毒患者の療養に係るリハビリテーション等を実施するための医療・看護等療養体制(正看護師の配置など)を整備し、集団リハビリの継続と個々にあったプログラムの実施を行った。また、患者の状態を考慮したきめ細やかな機能回復訓練を行い、その一環として様々なプログラムによるグループワークを実施した。また、長期入院患者に社会的相互作用や身体的・精神的・知的刺激をもたらすことで、生活のメリハリを持たせ、社会復帰に向けた対人交流に役立たせるための治療、リハビリ活動を行った。					
予算の状況 (単位:百万円)		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度要求
	予算額(補正後)	299	298	405	421	441
	執行額	299	298	405		
	執行率	100.0%	100.0%	100.0%		
	総事業費(執行ベース)	299	298	405		
自己点検 見直しの余地	支出先・用途の把握水準・状況	受託先のCO中毒入院患者の現状、事業の進捗状況等を適宜把握し、特にCO患者の特性に配慮しつつ、事業内容等について協議をしながら委託事業を進めている。 また、年間の事業内容等については、事業年度の翌年度4月10日までに1年間の委託事業実施結果報告書及び業務委託費精算報告書の提出を受け、適切な事業内容、会計処理となるよう個別に必要な指導を行っている。				
	見直しの余地	本事業は、昭和38年の三井三池炭鉱大規模炭じん爆発災害(死者458名、負傷者839名)により、大牟田労災病院に入院していたCO患者への医療・看護の提供を行うもので、 ① 「炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法」において、「政府は、炭鉱災害による一酸化炭素中毒症にかかった被災労働者のためのリハビリテーション施設の整備に努めなければならない。」と規定されていること、 ② 平成16年国会の場において、当時の坂口厚生労働大臣は「患者については、国が最後まで責任を持って対応していきたいと考えている。」と答弁していること、 ③ CO中毒による入院患者は、現在、平均年齢80歳となっており、本事業を見直すことは、CO患者の居場所を失わせることとなること、 等から、本事業は引き続き必要である。 また、本事業は、今もCO患者の入院している大牟田労災病院の後継医療機関を対象とした継続的なCO患者の療養、リハビリテーション体制の整備を主な委託内容とするものであるが、その性質及び目的から鑑みた場合、 ① CO患者に対するリハビリ等医療行為の提供は、競争原理に馴染まないこと ② CO中毒症の医療の特殊性として、毎年度契約の都度、委託病院を変更するなど患者の療養環境を変えることは避けなければならないことから、現在の委託病院において継続的に治療等を行って行くことを、移譲時に患者らと国が約束した上で、大牟田労災病院を廃止していること ③ 患者については、国が責任を持って対応していくことを約しており、これを履行することが必要であること ④ 医療法上、大牟田吉野病院のCO入院患者に対する医療提供を他の医療機関が行うことはできないこと 等から、いずれにおいても条件を満たす競争を行う相手がなく、今後も後継医療機関である大牟田吉野病院と契約を締結する必要がある。				
予算監視の・効率化						
補記						

厚生労働省
405百万円(平成21年度執行額)

- ・受託先のCO中毒入院患者の現状、事業の進捗状況等を適宜把握
- ・適切な事業内容、会計処理となるよう必要な指導



【平成18年度～ 特命随意契約※】

1. 財団法人福岡県社会保険医療協会社会保険大牟田吉野病院
405百万円

CO中毒患者の症状の特性に対応した療養にかかるリハビリテーション等を実施するための医療・看護等療養体制を整備すること。
CO患者の特性から、集団リハビリが医療上継続的に必要であることから、集団リハビリの実施や、個々のCO患者の症状に応じたプログラムを実施すること。



被災労働者
(CO中毒者患者)

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)
(単位:百万円)

※特命随意契約

三井三池炭鉱災害CO中毒患者の診療、社会復帰支援等のために設置した大牟田労災病院を平成18年3月31日に廃止したため、その後、「炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法」に基づき、国が引き続き事業を実施するものである。

当該契約病院については、

イ CO中毒患者に対する診療の経験を踏まえて、その実情をよく理解し、委託事業を適切に行い得る能力を有すること

ロ CO中毒患者及びその家族の居住地から通院等が可能な範囲に所在すること

ハ 大牟田労災病院における医療環境を継承していること

等から、本事業を実施し得る唯一の医療機関であり、また、CO中毒患者という性格から、毎年度医療機関を変更することは不可能であることから、当該契約病院との随意契約を締結しているものである。

1. 財団法人福岡県社会保険医療協会社会保険大牟田吉野病院

費目	使 途	金 額 (百万円)
業務費	病床確保費、レクリエーション活動経費、グループワーク実施経費等	217
謝金	看護師、リハビリ関係職員等の費用	169
消費税	消費税	19
計		405

費目	使 途	金 額 (百万円)
計		

費目	使 途	金 額 (百万円)
計		

費目	使 途	金 額 (百万円)
計		

費目	使 途	金 額 (百万円)
計		

費目	使 途	金 額 (百万円)
計		

費目	使 途	金 額 (百万円)
計		

費目	使 途	金 額 (百万円)
計		

費目・使途
 (「資金の流れ」
 においてブロッ
 クごとに最大の
 金額が支出さ
 れている者につ
 いて記載する。
 使途と費目の
 双方で実情が
 分かるように記
 載)

行政事業レビューシート（別紙）（厚生労働省）

予算事業名	被災労働者等の社会復帰促進・援護等に必要経費 (救急薬品配付費)		事業開始年度	昭和31年度		作成責任者
担当部局庁	労働基準局労災補償部		担当課室	補償課		河合 智則
会計区分	労働保険特別会計労災勘定		上位政策	労働災害に被災した労働者等の公正な保護を行うとともに、その社会復帰の促進等を図ること		
根拠法令 (具体的な条項も記載)	労働者災害補償保険法第29条第1項第3号		関係する計画、通知等	重大災害等における救急薬品等の配付実施要綱		
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	わが国が批准したILO第121号条約上の義務として、法律に定める保険給付の補完を目的として実施している。重大災害等による被災労働者や当該重大災害等に係る復旧活動等を支援するため、事業場等に対して応急的処置として必要な医薬品等を配付する。					
事業概要 (5行程度以内。別添可)	都道府県労働局長が、管内において重大災害等が発生し、かつ、当該重大災害等の発生状況からみて、救急薬品等の配付が必要であると認める場合には、厚生労働本省へ報告し、指示を仰ぐとともに、事業場、災害対策本部等と協議の上、必要なものに限って、救急薬品等の小売業者と購入及び納入契約を締結し救護施設等に支給するもの。					
実施状況	平成21年度は、外傷消毒薬70個、滅菌ガーゼ100箱、包帯100個等の支給を行った。					
予算の状況 (単位:百万円)		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度要求
	予算額(補正後)	19	15	13	7	7
	執行額	2	0.6	0.8		
	執行率	10.5%	4.0%	6.2%		
	総事業費(執行ベース)	2	0.6	0.8		
自己点検	支出先・用途の把握水準・状況	支給状況については、都道府県労働局から救急薬品等を配付後に厚生労働本省へ報告することとしており、支出状況について十分に把握している。				
	見直しの余地	労働者災害補償保険法第29条第1項第3号に基づき、重大災害等による被災労働者や当該重大災害等に係る復旧活動等を支援するために実施しているものであるため廃止は困難であるが、必要額については、執行状況を踏まえ精査してまいりたい。				
予算監視の・効率化						
補記						

厚生労働省
0.8百万円(平成21年度執行額)



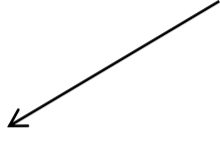
1. 都道府県労働局
0.8百万円

[救急薬品等の必要性の判断。]

購入・納入
契約

救急薬品等交付業者

救急薬品等納入



救護施設等

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を
しているかについて補足する)
(単位:百万円)

1. 都道府県労働局					
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
消耗品費	救急薬品等	0.8			
計		0.8	計		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計			計		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計			計		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計			計		

費目・使途
 (「資金の流れ」
 においてブロックごとに最大の
 金額が支出されている者につ
 いて記載する。
 使途と費目の
 双方で実情が
 分かるように記
 載)

行政事業レビューシート（別紙）（厚生労働省）

予算事業名	被災労働者等の社会復帰促進・援護等に必要経費 (炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法 に基づく介護料支給費)		事業開始 年度	昭和43年度		作成責任者
担当部局庁	労働基準局労災補償部		担当課室	労災管理課		木暮 康二
会計区分	労働保険特別会計労災勘定		上位政策	労働災害に被災した労働者等の公正な保護を行うと ともに、その社会復帰の促進等を図ること		
根拠法令 (具体的な 条項も記載)	労働者災害補償保険法等の一部を改正する法 律(平成7年法律第35号)附則第8条		関係する計 画、通知等			
事業の目的 (目指す姿を簡 潔に。3行程度 以内)	炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関し、一酸化炭素中毒症にかかった労働者に対して特別の保護措置を講ずること等により、労働者の福祉の増進に寄与することを目的とする。					
事業概要 (5行程度以 内。別添可)	一酸化炭素中毒症により療養補償給付を受けている者であって、常時介護を必要とする者に、以下の介護料を支給する。 ①常時監視及び介助を要する者（最高限度額104,730円、最低保障額56,790円） ②常時監視を要し、随時介助を要する者（最高限度額78,550円、最低保障額42,590円） ③常時監視を要するが、通常は介助を要しない者（最高限度額52,370円、最低保障額28,400円） (※いずれも平成22年度の月額)					
実施状況	①常時監視及び介助を要する者：2人(H21)、3人(H20)、3人(H19) ②常時監視を要し、随時介助を必要とする者：6人(H21)、6人(H20)、6人(H19) ③常時監視を要するが、通常は介助を要しない者：22人(H21)、23人(H20)、24人(H19) 合計：30人(H21)、32名(H20)、33人(H19)					
予算の状況 (単位:百万円)		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度要求
	予算額(補正後)	15	14	13	12	12
	執行額	13	12	12		
	執行率	86.7%	85.7%	92.3%		
	総事業費(執行ベース)	13	12	12		
自己点検	支出先・ 用途の把握水準・ 状況	炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関し、一酸化炭素中毒症にかかった労働者に対して、介護料を支給するもの。				
	見直しの 余地	本介護料は、労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律(平成7年法律第35号。以下「改正法」という。)附則第7条の規定により廃止された炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法(昭和42年法律第92号)第8条の規定に基づく介護料について、改正法の施行の日(平成8年4月1日)の前日において支給を受ける権利を有していた被災労働者に対し、改正前の炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法第8条の規定がなお効力を有することとし、支払うものであることから、対象者が存在している間は、廃止することはできない。 また、支給額についても、他制度の介護手当との均衡等を考慮した見直しが行われているため、見直しの余地はない。(見直しは、毎回、労働政策審議会の答申を得た上でやっている。)当該経費については、今後も実績等を勘案し、必要額を精査の上、予算要求を行うこととする。				
予算 監視 の 所 見 率 化						
補 記						

厚生労働省
12百万円(平成21年度執行額)



1. 都道府県労働局
12百万円



〔 介護料の支給 〕

被災労働者

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を
しているかについて補足する)
(単位:百万円)

1. 都道府県労働局

費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
介護料支給費	一酸化炭素中毒症にかかった労働者に対する介護料	12			
計		12	計		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計			計		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計			計		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計			計		

費目・使途
 (「資金の流れ」
 においてブロッ
 クごとに最大の
 金額が支出さ
 れている者につ
 いて記載する。
 使途と費目の
 双方で実情が
 分かるように記
 載)

行政事業レビューシート（別紙）（厚生労働省）

予算事業名	被災労働者等の社会復帰促進・援護等に必要経費 (労災就労保育援護経費)		事業開始年度	昭和54年度		作成責任者
担当部局庁	労働基準局労災補償部		担当課室	労災管理課		木暮 康二
会計区分	労働保険特別会計労災勘定		上位政策	労働災害に被災した労働者等の公正な保護を行うとともに、その社会復帰の促進等を図ること		
根拠法令 (具体的な条項も記載)	労働者災害補償保険法第29条第1項第2号		関係する計画、通知等	労災就学援護費の支給について(昭和45年10月27日基発第774号)、労災就学等援護費支給要綱(昭和45年10月27日基発第774号)		
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	被災労働者の遺族の援護を図り、もって労働者の福祉の増進に寄与することを目的とする。					
事業概要 (5行程度以内。別添可)	<p>業務災害又は通勤災害によって死亡した被災労働者の遺族や、重度障害を受けられ、あるいは長期療養を余儀なくされた被災労働者で、その子供等に係る学費等の支弁が困難であると認められる者に、以下の労災就労保育援護費を支給するもの。</p> <p>・保育を要する児童・・・12,000円(一人月額)</p>					
実施状況	(支給対象者) 488人(H21)、507人(H20)、526人(H19)					
予算の状況 (単位:百万円)		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度要求
	予算額(補正後)	78	77	83	78	74
	執行額	76	67	74		
	執行率	97.4%	87.0%	89.2%		
	総事業費(執行ベース)	76	67	74		
自己点検	支出先・用途の把握水準・状況	業務災害又は通勤災害によって死亡した被災労働者の遺族や、重度障害を受けられ、あるいは長期療養を余儀なくされた被災労働者で、その子供等に係る学費等の支弁が困難であると認められる者に対し、援護費を支給するもの。				
	見直しの余地	<p>労災就労保育援護費は、保育に係る費用の一部を援護することにより保育を要する児童を抱える労災年金受給者又はその家族の就労を促進し、被災労働者及びその遺家族等の援護を図るために支給しているものであり、労災保険法における社会復帰促進等事業として、国が当該給付を行う義務を負うものである。</p> <p>また、支給額についても、国共済等との均衡等を考慮して定められており、本事業の支給額のみを変更することは、官民格差を生じさせるため、適当ではない。当該経費については、今後も実績等を勘案し、必要額を精査の上、予算要求を行うこととする。</p>				
予算監視の所見率化						
補記						

厚生労働省
74百万円(平成21年度執行額)



1. 都道府県労働局
74百万円



〔 労災就労保育援護費の支給 〕

被災労働者の遺家族

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を
しているかについて補足する)
(単位:百万円)

費目・使途
 (「資金の流れ」
 においてブロッ
 クごとに最大の
 金額が支出さ
 れている者につ
 いて記載する。
 使途と費目の
 双方で実情が
 分かるように記
 載)

1. 都道府県労働局					
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
労災就学等援護費	保育に係る費用の援護	74			
計		74	計		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計			計		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計			計		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計			計		

行政事業レビューシート（別紙）（厚生労働省）

予算事業名	被災労働者等の社会復帰促進・援護等に必要経費 (労災就学援護経費)		事業開始年度	昭和45年度		作成責任者
担当部局庁	労働基準局労災補償部		担当課室	労災管理課		木暮 康二
会計区分	労働保険特別会計労災勘定		上位政策	労働災害に被災した労働者等の公正な保護を行うとともに、その社会復帰の促進等を図ること		
根拠法令 (具体的な条項も記載)	労働者災害補償保険法第29条第1項第2号		関係する計画、通知等	労災就学援護費の支給について(昭和45年10月27日基発第774号)、労災就学等援護費支給要綱(昭和45年10月27日基発第774号)		
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	被災労働者の遺族の援護を図り、もって労働者の福祉の増進に寄与することを目的とする。					
事業概要 (5行程度以内。別添可)	業務災害又は通勤災害によって亡くなられた方のご遺族や、重度障害を受けられ、あるいは長期療養を余儀なくされた方で、その子供等に係る学費等の支弁が困難であると認められる方に、以下の労災就学援護費を支給するもの。 ①小学生・・・12,000円(一人月額) ②中学生・・・16,000円(一人月額) ③高校生等・・・18,000円(一人月額) ④大学生等・・・39,000円(通信制大学に在学する者にあつては、30,000円)(一人月額)					
実施状況	(支給対象者) ①小学生・・・3,112人(H21)、3,131人(H20)、3,151人(H19) ②中学生・・・2,529人(H21)2,523人(H20)、2,553人(H19) ③高校生・・・2,980人(H21)、2,959人(H20)、2,967人(H19) ④大学生等・・・2,136人(H21)、2,149人(H20)、2,174人(H19)					
予算の状況 (単位:百万円)		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度要求
	予算額(補正後)	2,704	2,682	2,688	2,811	2,826
	執行額	2,672	2,646	2,659		
	執行率	98.8%	98.7%	98.9%		
	総事業費(執行ベース)	2,672	2,646	2,659		
自己点検	支出先・使途の把握水準・状況	業務災害又は通勤災害によって死亡した被災労働者の遺族や、重度障害を受けられ、あるいは長期療養を余儀なくされた被災労働者で、その子供等に係る学費等の支弁が困難であると認められる者に対し、援護費を支給するもの。				
	見直しの余地	労災就学援護費は、被災労働者の子弟が被災労働者の死亡や災害が原因となって学業を途中で放棄したり、あるいは進学を断念したりすることのないよう経済的な側面から就学の援護を図るために支給しているものであり、労災保険法における社会復帰促進等事業として、国が当該給付を行う義務を負うものである。 また、支給額についても、国共済等との均衡等を考慮して定められており、本事業の支給額のみを変更することは、官民格差を生じさせるため、適当ではない。当該経費については、今後も実績等を勘案し、必要額を精査の上、予算要求を行うこととする。				
予算監視の効率化						
補記						

厚生労働省
2,659百万円(平成21年度執行額)



1. 都道府県労働局
2,659百万円

〔 就学援護費の支給 〕



被災労働者の遺家族

〔 うち、事務費 1百万円 〕

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を
しているかについて補足する)
(単位:百万円)

1. 都道府県労働局					
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
労災就学等援護費	就学に係る費用の援護	2,658			
事務費	職員調査旅費、印刷製本費、通信運搬費	1			
計		2,659	計		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計			計		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計			計		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計			計		

費目・使途
 (「資金の流れ」
 においてブロックごとに最大の金額が支出されている者について記載する。使途と費目の双方で実情が分かるように記載)

行政事業レビューシート（別紙）（厚生労働省）

予算事業名	被災労働者等の社会復帰促進・援護等に必要経費 (労災保険相談員設置費)		事業開始年度	昭和44年度		作成責任者
担当部局庁	労働基準局労災補償部		担当課室	労災管理課		木暮 康二
会計区分	労働保険特別会計労災勘定		上位政策	労働災害に被災した労働者等の公正な保護を行うとともに、その社会復帰の促進等を図ること		
根拠法令 (具体的な条項も記載)	・労働者災害補償保険法(昭和22年4月7日法律第50号) 第2条の2 ・労災保険相談員規程(平成19年3月30日訓第17号) 第1条		関係する計画、通知等			
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	労働基準監督署に労災保険相談員を配置し、労働者災害補償保険給付等に関する業務の迅速・適正かつ円滑な運営に資することを目的とする。					
事業概要 (5行程度以内。別添可)	労働基準監督署に労災保険相談員を配置し、労災保険への加入、給付の請求、各種届出等及び被災労働者の社会復帰についての相談、指導に関する業務を行う。					
実施状況	労働基準監督署に634人配置(平成21年度)					
予算の状況 (単位:百万円)		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度要求
	予算額(補正後)	941	847	845	853	804
	執行額	682	759	745		
	執行率	72.5%	89.6%	88.2%		
	総事業費(執行ベース)	682	759	745		
自己点検	支出先・用途の把握水準・状況	被災労働者に対する労災保険給付の迅速・適正な給付等、円滑な実施のための業務を実施している。なお、相談員に対する指導等は労働基準監督署長が行っており、効率的な運用に努めている。				
	見直しの余地	引き続き、労働基準監督署長による指導等を通して、より効率的な運用に努めるとともに、監督署の労災保険業務の状況等を踏まえて、労災保険相談員の再配置を検討する。				
予算・監視の・所見率化						
補記						

厚生労働省
745百万円(平成21年度執行額)

〔労災保険給付等に関する業務の迅速・適
正かつ円滑な運営のために必要な経費。〕



1. 都道府県労働局
745百万円

資金の流れ
(資金の受け取
り先が何を行っ
ているかについ
て補足する)
(単位:百万円)

費目・使途
 (「資金の流れ」
 においてブロッ
 クごとに最大の
 金額が支出され
 ている者につ
 いて記載する。
 使途と費目の
 双方で実情が
 分かるように記
 載)

1 都道府県労働局					
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
謝金	労災保険相談員に係る謝金	717			
保険料	労災保険相談員に係る保険料	27			
旅費	労災保険相談員活動旅費	1			
計		745	計		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計			計		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計			計		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計			計		

行政事業レビューシート（別紙）（厚生労働省）

予算事業名	被災労働者等の社会復帰促進・援護等に必要経費 (労災ケアサポート事業経費)		事業開始年度	昭和52年度		作成責任者
担当部局庁	労働基準局労災補償部		担当課室	労災保険業務室		植松 弘
会計区分	労働保険特別会計労災勘定		上位政策	労働災害に被災した労働者等の公正な保護を行うとともに、その社会復帰の促進等を図ること		
根拠法令 (具体的な条項も記載)	労働者災害補償保険法第29条第1項第2号		関係する計画、通知等			
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	在宅で介護、看護等を必要としている重度被災労働者等に対して、労災疾病に関する専門的な知識を有する看護師等による訪問支援を実施すること等により、重度被災労働者の生命・生活維持に必要な援護等を図ることを目的とする。					
事業概要 (5行程度以内。別添可)	各都道府県に拠点を設け、全国に点在する労災年金受給者及びその家族に対して、次の事業を実施する。 ① 介護、看護、健康管理等に関する看護師又は介護士(労災ケアサポーター)による訪問支援 ② 健康管理に関する医師による医学専門的指導・相談 ③ 在宅で介護を要する重度被災労働者の傷病・障害の特性に応じた専門的な介護を行う労災ホームヘルパーの養成及び紹介 ④ 労災年金受給者に対する専門的な相談・指導					
実施状況	(平成21年度実績) ① 重度被災労働者に対する訪問支援 28,043人 ② 医学専門的指導・相談 140件 ③ 労災ホームヘルプサービス介護券利用件数 16,578件 ④ 労災年金受給者に対する専門的な相談・指導 318,899件					
予算の状況 (単位:百万円)		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度要求
	予算額(補正後)	1,715	1,598	1,443	854	854
	執行額	1,484	1,314	1,258		
	執行率	86.5%	82.2%	87.2%		
	総事業費(執行ベース)	1,494	1,323	1,267		
自己点検	支出先・用途の把握水準・状況	受託者に対して、適宜連携を図り事業の進捗状況等を四半期毎に報告させるとともに、事業年度の翌年度4月10日までに1年間の委託事業実施結果報告書及び委託事業費精算報告書を提出させ、本事業の実施内容及び支出先、用途について把握した上で、委託費の額を確定し、委託費確定通知書により通知している。				
	見直しの余地	<p>(予算の削減)</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業の実施方法について過去より厳しく精査しており、平成18年度以降平成22年度までの5年間において、平成17年度予算に対して、11.3億円(▲57.0%)の削減。 平成22年度においては、重度被災労働者に対する看護師等による訪問支援に重点化(巡回指導の廃止)を図り、前年度予算に対して、5.9億円(▲40.8%)削減し、労災特別介護援護事業と合わせて2割削減を実施。 平成23年度概算要求に向けて、執行状況等を踏まえて必要額を精査する。 <p>(調達の見直し)</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成18年度まで随意契約としていたものを、平成19年度に公募方式に移行し、さらに、平成21年度からは、参加要件を緩和するとともに、企画競争を実施。 今後、調達方法について、他主体の参入可能性を高める一方、重度被災労働者に対する訪問支援や労災年金制度に係る専門的な相談・支援というサービスの特性からも、高い専門性と信頼性を有する事業主体を引き続き選定していく必要があることから、一般競争入札の総合評価方式や分割調達の可能性について検討する。 				
予算チームの監視・効率化						
補記						

厚生労働省
1,258百万円(平成21年度執行額)



【企画競争】

1. (財)労災サポートセンター
1,258百万円

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を
しているかについて補足する)
(単位:百万円)

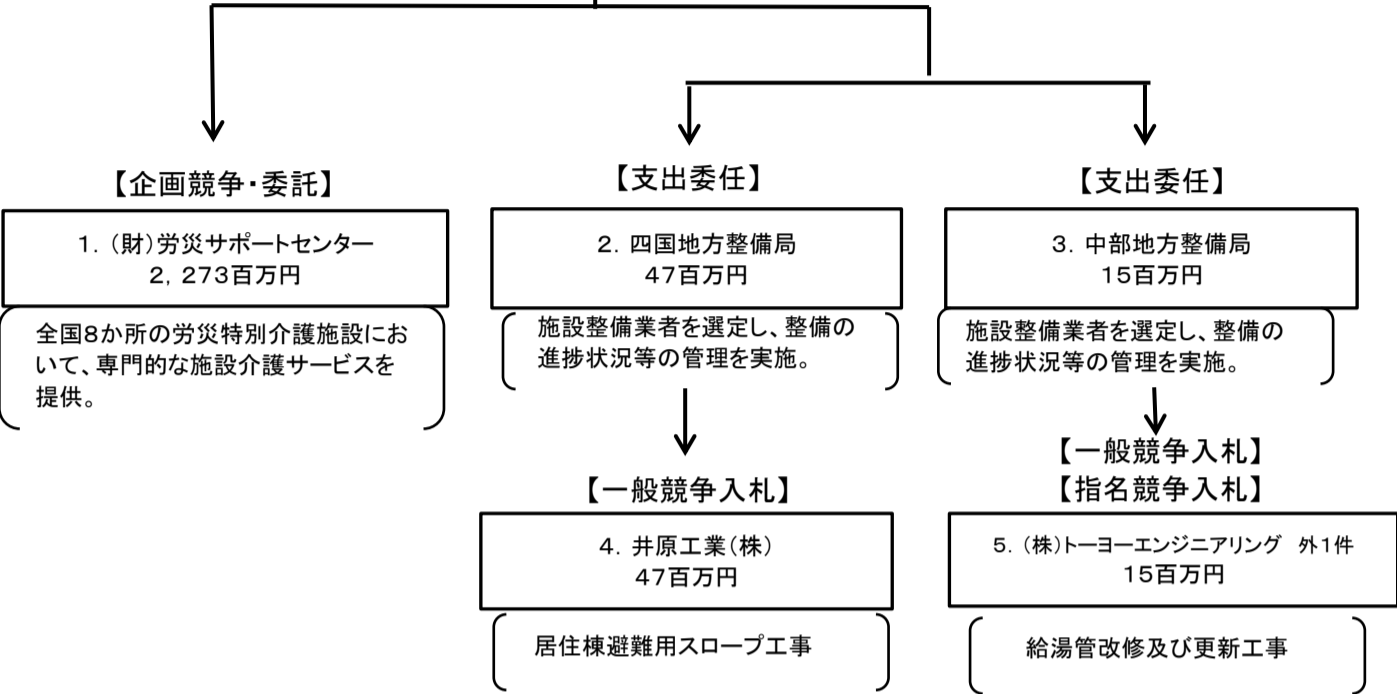
費目・使途
 (「資金の流れ」
 においてブロックごとに最大の
 金額が支出されている者につ
 いて記載する。
 使途と費目の
 双方で実情が
 分かるように記
 載)

1.(財)労災サポートセンター					
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
人件費	都道府県事務所職員、本部職員	786			
事業費	都道府県事務所借上、事務機器借上、通信運搬費、光熱水料、旅費、印刷製本費、消耗品費他	372			
消費税	消費税	60			
管理運営費	本部事務所借上、事務機器借上、通信運搬費、光熱水料、消耗品費	40			
計		1,258	計		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計			計		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計			計		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計			計		

行政事業レビューシート（別紙）（厚生労働省）

予算事業名	被災労働者等の社会復帰促進・援護等に必要経費 (高齢被災労働者対策費)		事業開始年度	平成元年度	作成責任者	
担当部局庁	労働基準局労災補償部		担当課室	労災保険業務室	植松 弘	
会計区分	労働保険特別会計労災勘定		上位政策	労働災害に被災した労働者等の公正な保護を行うとともに、その社会復帰の促進等を図ること		
根拠法令 (具体的な条項も記載)	労働者災害補償保険法第29条第1項第2号		関係する計画、通知等			
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	労働災害により被災したじん肺やせき髄損傷者等の高齢重度被災労働者で、在宅での介護が困難な者に対し、その傷病・障害の特性に応じた専門的な施設介護サービスを提供する労災特別介護施設(ケアプラザ)の運営を行うことにより、高齢重度被災労働者の生命・生活維持に必要な援護を図ることを目的とする。					
事業概要 (5行程度以内。別添可)	国が全国8か所に設置した労災特別介護施設(ケアプラザ)において、在宅での介護を受けることが困難な高齢重度被災労働者(傷病・障害の等級が第1級～3級に該当する労災年金受給者で、原則60歳以上の者)に対して、その傷病・障害の特性に応じた専門的な施設介護サービスを提供するとともに、当該施設を利用して短期滞在介護サービス等を提供する労災特別介護援護事業(委託事業)を実施。また、当該施設の整備・修繕を実施する。					
実施状況	平成21年度における平均入居者数は、734名(800名定員(1施設定員100名))。					
予算の状況 (単位:百万円)		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度要求
	予算額(補正後)	3,156	2,999	2,785	2,498	2,337
	執行額	2,430	2,568	2,335		
	執行率	77.0%	85.6%	83.8%		
	総事業費(執行ベース)	4,694	4,876	4,541		
自己点検	支出先・用途の把握水準・状況	受託者に対して、適宜連携を図り事業の進捗状況等を毎月報告させるとともに、事業年度の翌年度4月10日までに1年間の委託事業実施結果報告書及び委託事業費精算報告書を提出させ、本事業の実施内容及び支出先、用途について把握した上で、委託費の額を確定し、委託費確定通知書により通知している。				
	見直しの余地	<p>(予算の削減)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 労災特別介護援護事業の実施方法について過去より厳しく精査しており、平成18年度以降平成22年度までの5年間に於いて、平成17年度予算に対して、18.2億円(▲44.5%)の削減。 ・ 平成22年度においては、施設事務職員の削減(24名→16名)及び直近の実績(施設清掃の入札を行ったなど)を基に経費を削減することにより、前年度予算に対して2.6億円(▲10.1%)削減したが、これ以上の予算削減は、被災入居者への介護サービスの質の低下を招く懸念があることから、労災ケアサポート事業の削減と合わせて2割予算削減を実施。 ・ 平成23年度概算要求に向けて、執行状況等を踏まえて必要額を精査する。 <p>(調達の見直し)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 労災特別介護援護事業の調達については、平成18年度まで随意契約としていたものを、平成19年度に公募方式に移行し、さらに、平成21年度からは、参加要件を緩和するとともに、企画競争を実施。 ・ 今後、調達方法について、他の主体の参入可能性を高める一方、高齢重度被災労働者に対する施設介護というサービスの特性からも、高い専門性と安全性、安定的な事業運営ができる事業主体を引き続き選定していく必要があることから、一般競争入札の総合評価方式や分割調達の可能性について検討する。 				
予算監視の効率化						
補記						

厚生労働省
2, 335百万円(平成21年度執行額)



資金の流れ
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)
(単位:百万円)

費目・使途
 (「資金の流れ」
 においてブロックごとに最大の金額が支出されている者について記載する。使途と費目の双方で実情が分かるように記載)

1. (財)労災サポートセンター			5. (株)トーヨーエンジニアリング		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
人件費	看護師、介護士、管理栄養士、理学療法士、施設管理職員	1,513	施設整備	給湯管改修並びに更新工事	14
その他運営経費	講演等謝金、旅費、通信運搬費、介護用什器備品費、自動車維持費、事務用消耗品費、印刷製本費、光熱水料、事務機器等借上、被服費、雑役務費(設備管理業務他)他	634			
消費税	消費税	108			
介護費所用費	医療コンサルタント謝金、介護用消耗品費他	18			
計		2,273	計		14
2. 四国地方整備局					
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
施設整備	居住棟避難用スロープ工事	47			
計		47	計		
3. 中部地方整備局					
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
施設整備	給湯管改修並びに更新工事	15			
計		15	計		
4. 井原工業(株)					
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
施設整備	居住棟避難用スロープ工事	47			
計		47	計		

平成21年度愛知労災特別介護施設に係る給湯管及び更新工事における支出額一覧(上位10者)

(単位:百万円)

No.	支出先	支出額
1	(株)トーヨーエンジニアリング	14
2	(株)建設設備計画	1
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		

※小数点以下四捨五入のこと

行政事業レビューシート（別紙）（厚生労働省）

予算事業名	被災労働者等の社会復帰促進・援護等に必要経費 (新規労災年金受給者支援事業)		事業開始年度	平成21年度		作成責任者
担当部局庁	労働基準局労災補償部		担当課室	労災保険業務室		植松 弘
会計区分	労働保険特別会計労災勘定		上位政策	労働災害に被災した労働者等の公正な保護を行うとともに、その社会復帰の促進等を図ること		
根拠法令 (具体的な条項も記載)	労働者災害補償保険法第29条第1項第2号		関係する計画、通知等			
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	<p>新たに労災年金受給者となった者に対して、今後の年金生活を送る上で必要となる労災年金制度及び労災年金に関する各種手続き、社会復帰のための指導等を内容とした説明会を実施することにより、新規労災年金受給者の安定した年金生活の維持や自立の促進に不可欠な援護を図る。</p> <p>また、労災年金受給者から年2回(6月、10月)提出される労災年金定期報告書の点検等事務を実施することにより、労災年金の過誤払い等の防止及び労災年金の適正な給付に寄与することにより、労災年金受給者の安定した生活維持に必要な援護を図る。</p>					
事業概要 (5行程度以内。別添可)	<p>① 新規労災年金受給者に対する説明会の実施</p> <p>② 労災年金定期報告書の点検等業務</p>					
実施状況	<p>(平成21年度実績)</p> <p>① 新規労災年金受給者説明会開催 208回</p> <p>② 労災年金定期報告書点検等事務実施 前期・後期各130署</p>					
予算の状況 (単位:百万円)		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度要求
	予算額(補正後)	—	—	35	60	—
	執行額	—	—	27		
	執行率	—	—	77.1%		
	総事業費(執行ベース)	—	—	27		
自己点検	支出先・用途の把握水準・状況	<p>受託者に対して、適宜連携を図り事業の進捗状況等を四半期毎に報告させるとともに、事業年度の翌年度4月10日までに1年間の委託事業実施結果報告書及び委託事業費精算報告書を提出させ、本事業の実施内容及び支出先、用途について把握した上で、委託費の額を確定し、委託費確定通知書により通知している。</p>				
	見直しの余地	<p>事業を廃止し、労災年金定期報告書点検等事務については、平成23年度以降は国が行うこととする。</p>				
予算監視の・効率化						
補記						

厚生労働省
27百万円(平成21年度執行額)



【企画競争】

1. (財)労災サポートセンター
27百万円

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を
しているかについて補足する)
(単位:百万円)

1. (財)労災サポートセンター					
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
事業費	諸謝金、旅費、通信運搬費、印刷製本費、雑役務費、消耗品費、会場借料	26			
消費税	消費税	1			
計		27	計		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計			計		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計			計		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計			計		

費目・使途
 (「資金の流れ」
 においてブロックごとに最大の金額が支出されている者について記載する。使途と費目の双方で実情が分かるように記載)

行政事業レビューシート（別紙）（厚生労働省）

予算事業名	被災労働者等の社会復帰促進・援護等に必要経費 (休業補償特別援護経費)		事業開始年度	昭和57年度		作成責任者
担当部局庁	労働基準局労災補償部		担当課室	補償課		河合 智則
会計区分	労働保険特別会計労災勘定		上位政策	労働災害に被災した労働者等の公正な保護を行うとともに、その社会復帰の促進等を図ること		
根拠法令 (具体的な条項も記載)	労働者災害補償保険法第29条第1項第2号		関係する計画、通知等	休業補償特別援護金支給要綱		
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	わが国が批准したILO第121号条約上の義務として、法律に定める保険給付の補完を目的として実施している。遅発性疾病に罹患し、業務上の疾病と認定された労働者のうち、やむを得ない事由で事業主から労働基準法第76条に定める休業待機3日間の休業補償を受けられない者に対し休業補償3日分相当額を支給し、もって被災労働者の援護を図る。					
事業概要 (5行程度以内。別添可)	休業補償給付は労働者が業務上の事由による負傷又は疾病による療養のため、労働することができないために賃金を受けない日の第4日目から支給することになっており、第3日目までの3日間については使用者は労働基準法第76条に定める休業補償を行わなければならないこととされているところであるが、この休業待機3日間の休業補償をやむを得ない事由で受けることができない遅発性疾病に罹患した被災者に対し、休業補償3日分に相当する額を支給する。					
実施状況	平成19年度実績（支給額） 567千円 平成20年度実績（支給額） 1,437千円 平成21年度実績（支給額） 981千円					
予算の状況 (単位:百万円)		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度要求
	予算額(補正後)	0.6	0.6	0.6	0.5	2
	執行額	0.6	1.4	1		
	執行率	100.0%	233.3%	166.7%		
	総事業費(執行ベース)	0.6	1.4	1		
自己点検	支出先・用途の把握水準・状況	支給状況については、都道府県労働局から翌年の5月下旬までに、厚生労働本省へ報告することとしており、支出状況について十分に把握している。				
	見直しの余地	本経費は被災労働者の援護のために必要な経費であり、その費用は公定されているため、所要額を確保する必要があるが、概算要求に当たっては、過去の実績を踏まえ適正な予算額となるよう精査しているところである。 なお、法令等の趣旨を踏まえ、既支給対象者、利用状況等を勘案し、より事業目的に即したものとなるよう随時、制度の見直しに努める。				
予算監視の・効率化						
補記						

厚生労働省
1百万円(平成21年度執行額)

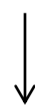


1. 都道府県労働局
1百万円

請求



支給



被災労働者

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を
しているかについて補足する)
(単位:百万円)

1. 都道府県労働局					
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
労災援護給付金	休業特別援護金支給費	1			
計		1	計		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計			計		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計			計		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計			計		

費目・使途
 (「資金の流れ」
 においてブロックごとに最大の
 金額が支出されている者につ
 いて記載する。
 使途と費目の
 双方で実情が
 分かるように記
 載)

行政事業レビューシート（別紙） （厚生労働省）

予算事業名	被災労働者等の社会復帰促進・援護等に必要経費 (援護事業実施委託費)		事業開始年度	昭和53年度		作成責任者
担当部局庁	労働基準局安全衛生部		担当課室	労働衛生課		鈴木 幸雄
会計区分	労働保険特別会計労災勘定		上位政策	労働災害に被災した労働者等の公正な保護を行うとともに、その社会復帰の促進等を図ること		
根拠法令 (具体的な条項も記載)	じん肺法第22条の2		関係する計画、通知等			
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	事業者はじん肺管理区分が管理3である労働者を健康管理の措置の一環として、粉じん作業以外の作業に転換し、常時従事させるために必要があるとには、その者に対して作業転換のための教育訓練を行い、新たな知識、技能を習得し、稼働能力を維持して新たな業務に従事できるようにするもの。					
事業概要 (5行程度以内。別添可)	粉じん作業従事者(じん肺管理区分「管理3」)に対し、粉じん作業以外の職種への転換に必要な技能講習のための教育訓練を受けさせる事業者に対して、それに要する費用(受講費、教材費、交通費等)の全部又は一部の援護を行う。					
実施状況	過去3年間は支払い実績なし。					
予算の状況 (単位:百万円)		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度要求
	予算額(補正後)	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
	執行額	0	0	0		
	執行率	0.0%	0.0%	0.0%		
	総事業費(執行ベース)	0	0	0		
自己点検	支出先・用途の把握水準・状況	過去3年間は支払い実績なし。				
	見直しの余地	本事業はじん肺法第22条の2に基づくものであり、じん肺官区分が管理3と決定された労働者のうち粉じん作業以外への転換を必要とする者に、通常の賃金を失わせることなく作業転換のための技能を習得させることを目的として教育訓練を円滑に実施させるために、最低限の予算計上は必要である。				
予算監視の・効率化						
補記						

厚生労働本省
0百万円(平成21年度執行額)



1. 都道府県労働局
0百万円

〔 事業管理、受託者への指導 〕



【随意契約】

教育訓練を実施する事業者

※過去3か年の執行実績なし

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を
しているかについて補足する)
(単位:百万円)

1.都道府県労働局

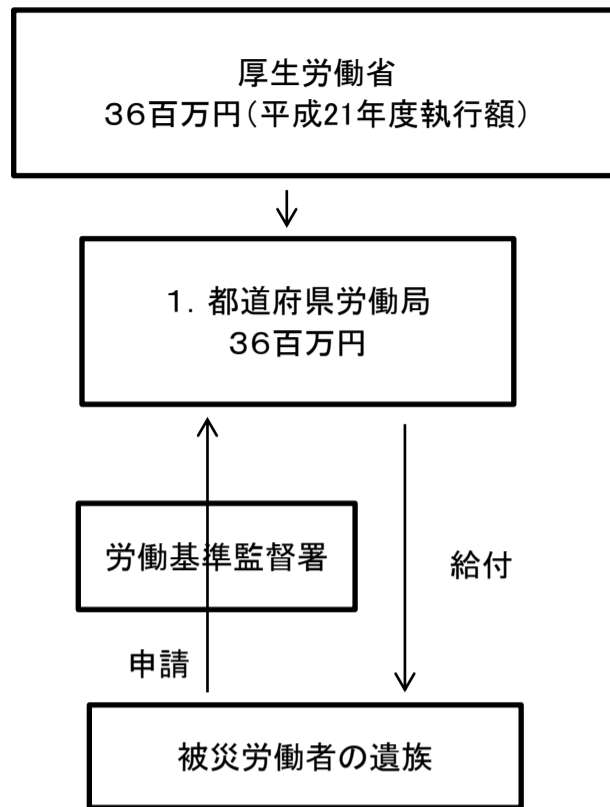
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
	実績なし				
計		0	計		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計			計		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計			計		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計			計		

費目・使途
 (「資金の流れ」
 においてブロッ
 クごとに最大の
 金額が支出さ
 れている者につ
 いて記載する。
 使途と費目の
 双方で実情が
 分かるように記
 載)

行政事業レビューシート（別紙）（厚生労働省）

予算事業名	被災労働者等の社会復帰促進・援護等に必要経費 (長期家族介護者に対する援護経費)		事業開始年度	平成7年度		作成責任者
担当部局庁	労働基準局労災補償部		担当課室	労災管理課		木暮 康二
会計区分	労働保険特別会計労災勘定		上位政策	労働災害に被災した労働者等の公正な保護を行うとともに、その社会復帰の促進等を図ること		
根拠法令 (具体的な条項も記載)	労働者災害補償保険法第29条第1項第2号		関係する計画、通知等	平成7年4月3日付け基発第199号		
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	要介護状態にある重度被災労働者を長期間抱える世帯においては、家族の精神的・肉体的負担が大きく、また、世帯収入も労災年金に依存せざるを得ない状態にあるが、被災労働者が業務外の事由により死亡した場合に遺族の生活の激変緩和を図るべく、長期家族介護者援護金を支給しているものである。					
事業概要 (5行程度以内。別添可)	要介護状態にある重度被災労働者が業務外の事由により死亡した場合に、長期にわたり介護に当たってきた遺族に対して、遺族の生活の激変を緩和し自立した生活への援助を行う観点から生活転換援護金(一時金100万円)を支給するもの。					
実施状況	○支給実績 ・平成19年 11件 ・平成20年 18件 ・平成21年 36件					
予算の状況 (単位:百万円)		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度要求
	予算額(補正後)	19	16	12	24	49
	執行額	11	18	36		
	執行率	57.9%	112.5%	300.0%		
	総事業費(執行ベース)	11	18	36		
自己点検	支出先・用途の把握水準・状況	○支出先：要介護状態にあった重度被災労働者の遺族				
	見直しの余地	長期家族介護者援護金は、要介護状態にある重度被災労働者を長期間抱える世帯においては、家族の精神的・肉体的負担が大きく、また、世帯収入も労災年金に依存せざるを得ない状態にあるが、被災労働者が業務外の事由により死亡した場合に遺族の生活の激変緩和を図るべく、実施しているものであるから、当該事業費を削減した場合、このような遺族の生活の激変を緩和しうる援助がなくなり、労災年金に依存していた遺族の生活に与える影響が大きいものである。このため、当該事業費の見直しの余地はないものとする。 また、当該経費については、今後も実績等を勘案し、必要額を精査の上、予算要求を行うこととする。				
予算監視の・効率化						
補記						

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を
行っているかにつ
いて補足する)
(単位:百万円)



○支給対象者

以下の①～④のいずれの要件をも満たす者に支給する。

- ① 障害等級第1級の障害(補償)年金又は傷病等級第1級の傷病(補償)年金の受給者(ただし、受給期間が10年以上の者に限る)であって、次のいずれかに該当していた者の遺族であること。
 - ・ 神経系統の機能又は精神の著しい障害により、常に介護を要すること(③に該当する者を除く。)
 - ・ 胸腹部臓器の機能の著しい障害により、常に介護を要すること。
 - ・ せき随の著しい障害により、常に介護を要すること。
- ② 妻又は55歳以上若しくは一定の障害の状態にある最先順位の遺族であること
- ③ 遺族(補償)給付を受給することができないこと。
- ④ 生活困窮者であること。

1. 都道府県労働局					
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
労災援護給付金	重度被災労働者の遺族に対する援護金	36			
計		36	計		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計			計		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計			計		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計			計		

費目・使途
 (「資金の流れ」
 においてブロッ
 クごとに最大の
 金額が支出さ
 れている者につ
 いて記載する。
 使途と費目の
 双方で実情が
 分かるように記
 載)

行政事業レビューシート（別紙）（厚生労働省）

予算事業名	被災労働者等の社会復帰促進・援護等に必要経費 (労災診療費審査体制等充実強化対策費)		事業開始年度	昭和63年度		作成責任者
担当部局庁	労働基準局労災補償部		担当課室	補償課		河合 智則
会計区分	労働保険特別会計労災勘定		上位政策	労働災害に被災した労働者等の公正な保護を行うとともに、その社会復帰の促進等を図ること		
根拠法令 (具体的な条項も記載)	労働者災害補償保険法第29条第1項第2号		関係する計画、通知等	労災診療費審査体制等充実強化対策事業委託要綱		
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	国が行う労災認定や労災診療費の支払に係る行政決定に関する一連の業務は、本来、国家公務員が直接行うことが適当であるが、その業務量等にかんがみ、迅速かつ適正な労災補償の確保を図るための必要性から、業務の一部を委託しているもの。					
事業概要 (5行程度以内。別添可)	労災指定医療機関(約3万8千(平成21年度末))及び労災指定薬局(約4万5千(平成21年度末))等からの、労災診療費や薬剤費の請求に対する適正な支払いを確保するため、労災レセプトに記載された内容について、国(保険者)による審査に先立ち、その指示の下に全数点検する業務を民間に委託するもの。 また、労災診療費請求に関する実態調査など、労災レセプトの取扱いに付随した業務も併せて委託している。					
実施状況	平成21年度本事業については、企画競争による選定を経て、(財)労災保険情報センターに委託しているところであり、当該法人の全国47地方事務所で実施されている。平成21年度においては、労災診療費等の請求額(211,788百万円)に対し、本事業による事前点検において48万件の疑義が提示され、これにより保険者(国)において約36億3千万円の査定減額を実現しており、労災診療費の適正な支払いを確保している。					
予算の状況 (単位:百万円)		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度要求
	予算額(補正後)	3,493	3,534	3,347	3,251	1,552
	執行額	3,183	3,222	3,018		
	執行率	91.1%	91.2%	90.2%		
	総事業費(執行ベース)	3,183	3,222	3,018		
自己点検	支出先・用途の把握水準・状況	毎月、受託者より前月の審査点検結果の報告を受けている。 また、四半期毎に受託者より提出される「委託事業費概算払請求書」において、四半期毎の支出状況及び支出予定について把握している。 委託事業終了後には、受託者に「委託事業実施結果報告書」と「委託事業費精算報告書」を提出させ、本事業の実施内容及び支出状況について確認を行っている。				
	見直しの余地	労災診療費の審査点検に係る基本的業務は、保険者たる国の職員が実施することが本来望ましいことから、政府関連公益法人の徹底的な見直しについて(平成21年12月25日閣議決定)における“行政が直接実施することが真に必要なものについては、徹底した効率化を図った上で国の行政機関等が事務・事業を実施することができないか”という見直しの視点を踏まえ、保険者において直接実施する業務の拡大等、今後の事業の在り方を検討する。				
予算監視の・効率化						
補記						

厚生労働省
3,018百万円(平成21年度執行額)

〔 労災認定・レセプト審査 〕

業務補助

指示

【企画競争】

1. (財)労災保険情報センター
3,018百万円

〔 労災レセプト全数(350万件(平成21年度実績))
の事前点検 〕

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を
しているかについて補足する)
(単位:百万円)

費目・使途
 (「資金の流れ」
 においてブロッ
 クごとに最大の
 金額が支出さ
 れている者につ
 いて記載する。
 使途と費目の
 双方で実情が
 分かるように記
 載)

1. (財) 労災保険情報センター					
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
人件費	本部職員、都道府県事務所職員	1,873			
事務諸費	通信運搬費、光熱水料費、事務所借料等	969			
消費税	消費税	144			
旅費	労災診療費担当者研修旅費等	21			
謝金	長期療養者に係る分析のための費用	8			
租税公課	印紙税等	3			
計		3,018	計		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計			計		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計			計		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計			計		

行政事業レビューシート（別紙）（厚生労働省）

予算事業名	被災労働者等の社会復帰促進・援護等に必要経費 (労災援護金等経費)		事業開始年度	平成16年度		作成責任者
担当部局庁	労働基準局労災補償部		担当課室	補償課		河合 智則
会計区分	労働保険特別会計労災勘定		上位政策	労働災害に被災した労働者等の公正な保護を行うとともに、その社会復帰の促進等を図ること		
根拠法令 (具体的な条項も記載)	労働者災害補償保険法第29条第1項第2号		関係する計画、通知等	労災療養援護金支給要綱		
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	わが国が批准したILO第121号条約上の義務として、法律に定める保険給付の補完を目的として実施している。労災保険制度に打切補償制度が存在した時期に打切補償費の支給を受けたため、法律上労働者災害補償保険法の規定による保険給付を受けることができない被災労働者の療養に係る負担を軽減することにより福祉の増進を図る。					
事業概要 (5行程度以内。別添可)	支給対象者に対し、療養に要した費用、入院・通院費用、介護費用を支給するもの。					
実施状況	平成21年度における支給実人員は9人であった。					
予算の状況 (単位:百万円)		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度要求
	予算額(補正後)	27	19	17	18	16
	執行額	17	13	16		
	執行率	63.0%	68.4%	94.1%		
	総事業費(執行ベース)	17	13	16		
自己点検	支出先・用途の把握水準・状況	支給状況については、都道府県労働局から翌年の5月下旬までに、厚生労働本省へ報告することとしており、支出状況について十分に把握している。				
	見直しの余地	本経費は被災労働者の援護のために必要な経費であり、その費用は公定されているため、所要額を確保する必要があるが、概算要求に当たっては、過去の実績を踏まえ適正な予算額となるよう精査しているところである。なお、法令等の趣旨を踏まえ、既支給対象者、利用状況等を勘案し、より事業目的に即したものとなるよう随時、制度の見直しに努める。				
予算チームの監視の所見率化						
補記						

厚生労働省
16百万円(平成21年度執行額)



1. 都道府県労働局
16百万円

〔 援護金の申請に係る承認、費用請求に係る審査、支払。 〕

費用請求

支払

被災労働者

〔 診察等の実施 〕

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)
(単位:百万円)

費目・使途
 (「資金の流れ」
 においてブロックごとに最大の
 金額が支出されている者につ
 いて記載する。
 使途と費目の
 双方で実情が
 分かるように記
 載)

1. 都道府県労働局					
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
労災援護給付金	労災援護金支給費	16			
計		16	計		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計			計		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計			計		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計			計		

行政事業レビューシート（別紙）（厚生労働省）

予算事業名	被災労働者等の社会復帰促進・援護等に必要経費 (石綿関連疾病診断技術研修事業)		事業開始年度	平成18年度		作成責任者
担当部局庁	労働基準局労災補償部		担当課室	補償課		河合 智則
会計区分	労働保険特別会計労災勘定		上位政策	労働災害に被災した労働者等の公正な保護を行うとともに、その社会復帰の促進等を図ること		
根拠法令 (具体的な条項も記載)	労働者災害補償保険法第29条第1項第2号		関係する計画、通知等	石綿関連疾患診断技術研修事業委託要綱		
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	医療関係者に対し、石綿関連疾患の診断方法、石綿ばく露に関する所見の読影・検索方法や労災補償上の取扱い等について研修を実施することにより、医療関係者による労災請求の勧奨等を通じて、被災労働者の援護を図る。					
事業概要 (5行程度以内。別添可)	<p>石綿関連疾患の診断及び石綿ばく露に関する所見については、その判断が困難な場合が多く、これらの診断に当たっては、医学的な知識・経験に加え、石綿ばく露等についても知識が必要であることから、医療従事者に対し、石綿関連疾患に係る診断技術の向上・労災補償制度の周知を図るため、以下の内容について研修プログラムを作成し、研修を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・石綿に関する一般的知識、職域におけるばく露について ・石綿関連疾患の病態、診断及び臨床について ・石綿小体計測実習について ・労災補償制度について 					
実施状況	全国7地域において、計20回の研修を実施し、延べ705名が受講した。					
予算の状況 (単位:百万円)		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度要求
	予算額(補正後)	34	29	35	23	23
	執行額	16	24	33		
	執行率	47.1%	82.8%	94.3%		
	総事業費(執行ベース)	16	24	33		
自己点検	支出先・使途の把握水準・状況	受託者に対して、適宜連携を図り事業の進捗状況等を把握するとともに、委託事業終了後には、受託者に「委託事業実施結果報告書」と「委託事業費精算報告書」を提出させ、本事業の実施内容及び支出状況について確認を行っている。				
	見直しの余地	専門医等の医療関係者に対して、高度に専門的な見地から研修を行う事業であるため、講師への謝金等引き下げる事が困難な経費がある上、平成21年度の執行率から経費の削減は困難であるが、より効果的な研修を行うべく、研修内容について最新の医学的知見等を反映したものになるよう改善を図ってまいりたい。 なお、平成19年度実施事業からは企画競争を行った上で受託者を選定している。				
予算監視の効率化						
補記						

厚生労働省
33百万円(平成21年度執行額)

〔 事業管理、受託者への指導 〕



【企画競争】

1. 独立行政法人 労働者健康福祉機構
33百万円

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を
しているかについて補足する)
(単位:百万円)

1. 独立行政法人 労働者健康福祉機構

費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
謝金	研修プログラム検討委員会出席謝金、研修会講師謝金	16			
事務費	研修テキスト購入費、会場借料費、資料発送費	12			
旅費	研修プログラム検討委員会出席旅費、研修会出席旅費	3			
消費税	消費税	2			
計		33	計		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計			計		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計			計		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計			計		

費目・使途
 (「資金の流れ」
 においてブロックごとに最大の金額が支出されている者について記載する。使途と費目の双方で実情が分かるように記載)

行政事業レビューシート（別紙） （厚生労働省）

予算事業名	被災労働者等の社会復帰促進・援護等に必要経費 (業務上疾病に関する医学的知見の収集)	事業開始年度	平成21年度			作成責任者
担当部局庁	労働基準局労災補償部	担当課室	補償課			河合 智則
会計区分	労働保険特別会計労災勘定	上位政策	労働災害に被災した労働者等の公正な保護を行うとともに、その社会復帰の促進等を図ること			
根拠法令 (具体的な条項も記載)	労働者災害補償保険法第29条第1項第2号	関係する計画、通知等	業務上疾病に関する医学的知見の収集事業に係る委託要綱			
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	業務上疾病の労災認定基準並びに個別事案に係る業務上外を判断する際に必要不可欠な最新の医学的知見について、収集及び情報の体系的整理、保存を行う。					
事業概要 (5行程度以内。別添可)	化学物質過敏症、気管支ぜんそく、消化器系に発症するストレス関連疾患、石綿(がん)、電離放射線(がん、心疾患、消化器(肝臓含む)関連疾患)、及び受動喫煙の6疾病(以下「対象疾患」という。)について、国内外の医学文献を収集、医学専門家により構成する医学文献検討委員会(以下「検討委員会」とする。)においてレビュー対象とすべき医学文献を決定し、レビューを作成、レビュー対象文献の原文、翻訳、及び日本語のサマリーについて報告する。					
実施状況	対象疾患について、国内外の医学文献を収集し、業務上疾病に関し十分な知見を有する医学専門家により構成する医学文献検討委員会において、収集した文献を職業性疾病に関する様々な検討、検証に有用であるか等を分析及び評価し、レビュー対象とすべき医学文献を選択し、疾病ごとにレビューを作成、収集した国外文献のうち、上記検討会においてレビュー対象文献として選択されたものについて翻訳を行い、さらに日本語でサマリーを作成し、報告書を作成した。					
予算の状況 (単位:百万円)		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度要求
	予算額(補正後)	-	-	16	16	16
	執行額	-	-	14		
	執行率	-	-	87.5%		
	総事業費(執行ベース)	-	-	14		
自己点検	支出先・用途の把握水準・状況	受託者に対して、適宜連携を図り事業の進捗状況等を把握するとともに、委託事業終了後には、受託者に「委託事業実施結果報告書」と「委託事業費精算報告書」を提出させ、本事業の実施内容及び支出状況について確認を行っている。				
	見直しの余地	本事業は、より効率的な運用を図る観点から、平成22年度事業より、それまでの企画競争入札から一般競争入札へ入札方法を変更したところである。 また、適正な業務上疾病の労災認定に資するため、文献収集の対象となる疾患について適宜見直しを行う。				
予算監視の・効率化						
補記						

厚生労働省
14百万円(平成21年度執行額)

〔 事業管理、受託者への指導 〕



【企画競争】

1. 独立行政法人 労働者健康福祉機構
14百万円

※平成22年度以降は、一般競争(総合評価落札方式)に移行

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を
しているかについて補足する)
(単位:百万円)

1. 独立行政法人 労働者健康福祉機構

費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
事務費	医学文献収集経費、文献翻訳費	11			
謝金	医学文献検討委員会出席謝金、執筆謝金	2			
旅費	医学文献検討委員会出席旅費	1			
計		14	計		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計			計		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計			計		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計			計		

費目・使途
 (「資金の流れ」
 においてブロッ
 クごとに最大の
 金額が支出さ
 れている者につ
 いて記載する。
 使途と費目の
 双方で実情が
 分かるように記
 載)

行政事業レビューシート（別紙）（厚生労働省）

予算事業名	被災労働者等の社会復帰促進・援護等に必要経費 (石綿確定診断等事業)		事業開始年度	平成21年度		作成責任者
担当部局庁	労働基準局労災補償部		担当課室	補償課		河合 智則
会計区分	労働保険特別会計労災勘定		上位政策	労働災害に被災した労働者等の公正な保護を行うとともに、その社会復帰の促進等を図ること		
根拠法令 (具体的な条項も記載)	労働者災害補償保険法第29条第1項第2号		関係する計画、通知等	石綿確定診断等事業委託要綱		
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	石綿関連疾患の確定診断等について、豊富な症例経験と検査体制が確立した機関等に対して委託をし、迅速・適正な労災保険給付等を行うことにより、被災労働者の援護を図る。					
事業概要 (5行程度以内。別添可)	<p>石綿関連疾患に係る労災保険請求等について、迅速・適切な給付等を行うため、石綿関連疾患に対する豊富な症例経験と知識を有する機関等において、以下の事項を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・労働基準監督署からの確定診断依頼に基づき、複数の専門家による確定診断を行い、当該労働基準監督署に対して意見書を提出する。 ・石綿小体及び石綿繊維計測等の実施。 					
実施状況	労働基準監督署からの依頼を受け、確定診断59件、石綿小体計測8件、病理組織免疫染色検査5件の処理を行った。					
予算の状況 (単位:百万円)		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度要求
	予算額(補正後)	—	—	25	25	18
	執行額	—	—	9		
	執行率	—	—	36.0%		
総事業費(執行ベース)	—	—	9			
自己点検	支出先・用途の把握水準・状況	受託者に対して、適宜連携を図り事業の進捗状況等を把握するとともに、委託事業終了後には、受託者に「委託事業実施結果報告書」と「委託事業費精算報告書」を提出させ、本事業の実施内容及び支出状況について確認を行っている。				
	見直しの余地	労働基準監督署から石綿関連疾患の確定診断等の依頼があったもの全てについて確実に疾患を確定するため、豊富な症例経験と検査体制が確立した機関等に委託し、効率的な実施に努めるとともに、本事業は21年度より開始した事業であるため、今後の執行状況を踏まえ必要額を精査してまいりたい。				
予算監視の・効率化						
補記						

厚生労働省
9百万円(平成21年度執行額)

事業管理、受託者への指導



【企画競争】

1. 独立行政法人 労働者健康福祉機構
9百万円

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を
しているかについて補足する)
(単位:百万円)

1. 独立行政法人 労働者健康福祉機構

費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
事務費	石綿小体計測検査費、事務備品レンタル費等	5			
謝金	石綿確定診断委員会出席謝金、石綿確定診断意見書作成料	2			
旅費	石綿確定診断委員会出席旅費	2			
計		9	計		0
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0

費目・使途
 (「資金の流れ」
 においてブロッ
 クごとに最大の
 金額が支出され
 ている者につい
 て記載する。使
 途と費目の双方
 で実情が分かる
 ように記載)